



平成 28 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ダ ス ト リ ア  
代 表 者 代 表 取 締 役 福 田 三 千 男  
会 長 兼 最 高 経 営 責 任 者 (CEO)  
( コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 高 野 美 香  
( 電 話 番 号 0 3 - 6 8 9 5 - 6 0 0 0 )

執行役員等に対するインセンティブプランの導入に関するお知らせ

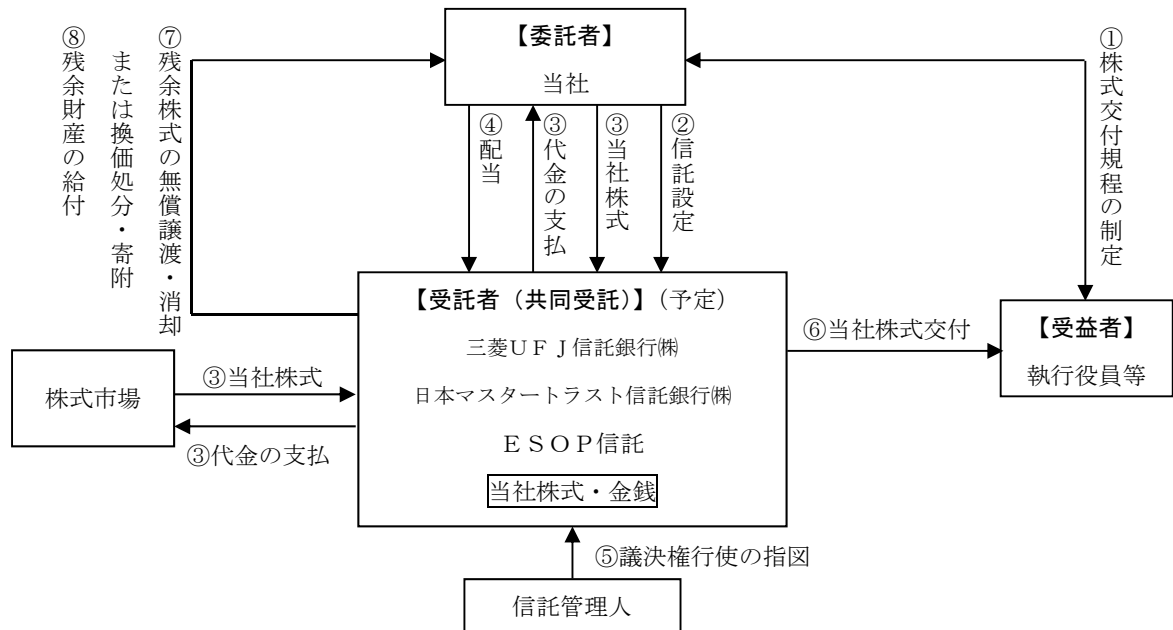
当社は、本日開催の取締役会において、執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）および経営幹部社員（以下「執行役員等」という。）に対する新たなインセンティブプラン（以下「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

- (1) 当社は、執行役員等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度を導入するにあたり、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員に対するインセンティブプランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を業績目標の達成度に応じて従業員に交付するものです。
- (3) 本制度の導入により、執行役員等は当社株式の株価上昇による経済的な利益を受取することができるため、株価を意識した執行役員等の業務遂行を促すとともに、執行役員等の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である執行役員等の意思が反映される仕組みであり、執行役員等の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する執行役員等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、一定の要件を満たす執行役員等は、職位、個人評価および業績に応じて一定のポイント付与を受けた上で、当該ポイント数に応じて、当社株式を受領します。
- ⑦ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行うか、もしくは、当該残余株式を本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する執行役員等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。本信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成 25 年 12 月 25 日に公開した実務対応報告第 30 号に準じて会計処理します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

---

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 執行役員等に対するインセンティブの付与                                    |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）                                      |
| （共同受託者    | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））                                |
| ⑤ 受益者     | 執行役員等のうち受益者要件を充足する者                                    |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成28年8月8日（予定）  |
| ⑧ 信託の期間   | 平成28年8月8日（予定）～平成32年8月末日（予定）                            |
| ⑨ 制度開始日   | 平成28年9月1日（予定）  |
| ⑩ 議決権行使   | 受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。               |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の上限額 | 1,350百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                            |
| ⑬ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑭ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

【信託・株式関連事務の内容】

---

- |          |  |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上